

【北海道・札幌市共催(協議会)事業】

令和3年度 海外企業連携型販路拡大プロジェクト

1 事業目的

急速に経済成長が進むアジア・ASEAN諸国の需要を取り込むため、道と札幌市が連携し、北海道ASEAN事務所及び現地関係機関や企業等とのネットワークを活用しながら、効果的に商談やテスト販売を実施することにより、道産品のさらなる販路拡大・定着を図る。

2 事業内容

(1) 対象国

ASEAN地域+香港+台湾

(2) 分野

道産品:道内で製造または加工されたもの全般(道産の食品、化粧品、工芸品・家具等)

(3) 内容

- ①道内企業の輸出展開募集・準備段階からのコンサルティング
- ②現地バイヤーと道内企業の商談
- ・道内企業と現地バイヤーとの商談設定・実施・フォローアップ
- ・海外における商談会等への参加(三菱UFJ銀行主催 タイ向けオンライン商談会 など)
- ③道産品テストマーケティングの実施

3 事業スケジュール(実績)

時期	場所(会場等)	内容(規模、対象、方法 等)	備考
5月~12月		参加道内企業募集・道産品募集	
6月~2月	6カ国対象	オンライン商談実施(バイヤー選定、商談準備、フォローアップ含む)	株北海道総合商事(商社)への委託事業として実施。
9月	シンガポール	ライブコマース実施(1回目)	
12月	オンライン タイ・台湾	三菱UFJ銀行主催・タイバイヤーとのオンライン商談会に参加 ライブコマース実施(1回目)	
1月	シンガポール	ライブコマース実施(2回目)	
2月	タイ・台湾	ライブコマース実施(2回目、3回目)	
3月	シンガポール	ライブコマース実施(3回目) 事業報告書の作成	

4 実施結果

内容	シンガポール	タイ	マレーシア	ベトナム	台湾	香港
①オンライン商談	バイヤー数	15社	12社	8社	3社	12社
	商談件数	62件	121件	85件	24件	79件
	成約件数	3件	4件	5件	0件	2件
	成約額	302千円	3,300千円	159千円	0千円	556千円
	成約見込額	3,600千円	6,700千円	3,600千円	500千円	4,000千円
②道産品 テストマーケティング (ライブコマース)	運営者	Angels Market Place	Epoch Thailand	Epoch	Epoch	Epoch
	日程	①9月9日 ②1月20日 ③3月3日	①12月9日 ②2月4日 ③2月18日			
	取扱品目数	①8社14品目 ②7社13品目 ③8社15品目	①2社5品目 ②4社8品目 ③4社7品目			
	販売額	①750千円 ②934千円 ③1,422千円	①23千円 ②16千円 ③18千円			
	商談申込社数	42社	41社	48社	23社	41社
③企業参 加状況	アントマーケ ティング申込社 数	30社	27社			31社

5 令和4年度事業実施への留意事項

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、現地渡航ができない状況でも、道産品の販路拡大に資する事業スキームを構築する必要がある。
- ・マーケットインの観点を取り入れ、より現地ニーズを取り込む形で商談を設定できるような手法での実施が必要。

【北海道・札幌市共催(協議会)事業】

令和3年度 地域産業育成によるアジア展開プロジェクト事業実施結果

1 事業目的

中国及びASEAN諸国において、SDGsの趣旨を踏まえ、環境・福祉・健康・DX等の取組に係る道内企業の海外展開を支援し、輸出拡大や参入促進を図る。

2 事業内容

(1) 対象国

中国及びASEAN諸国

(2) 分野

環境・福祉・健康・DX等

(3) 内容

- ①道内企業の募集
- ②道内企業のシーズ集・PR動画の作成・活用
- ③対象国の企業募集
- ④オンライン商談会の開催
- ⑤商談後のフォローアップ

3 事業スケジュール

時期	場所(会場等)	内容(規模、対象、方法 等)	備考
7月～9月		道内企業の募集、シーズ集・PR動画の作成	
10月～11月		対象国の企業募集	
11月～1月	凸版印刷北海道事業部会議室、ほかオンライン	オンライン商談会実施(会場設置12月8、9日)、ほかオンラインでの随時商談	
1月～3月中旬		商談後のフォローアップ支援	

4 実施結果

■道内企業の募集、シーズ集・PR動画の作成

・北海道銀行やJICA、JETRO等と連携し、企業募集をおこなった。

選出先別参加企業:中国26社(うち新規先6社)、ベトナム18社(同7社)、タイ14社(同8社)、シンガポール13社(同6社)

・企業マッチングや商談会で活用するため、シーズ集及びPR動画を作成した。

シーズ集:昨年度の掲載企業に加え、新たに掘り起こした道内企業の内容も掲載し、中国語及び英語で作成した。

作成したシーズ集は総合商事のHPに掲載し、現地企業への技術やノウハウの紹介・PRを行った。

PR動画:道内企業11社(内訳:中国向け6社、ASEAN諸国向け9社(重複あり))のPR動画を作成した。

■対象国の企業募集

・中国は北海道銀行のネットワーク、道から3省政府へのアプローチ、ASEAN諸国についてはベトナム、タイ、シンガポールを対象に、
拠点アジアンマーケット企画やJETRO、道の海外事務所のネットワークを活用し、現地企業の掘り起こしを行った。

■オンライン商談会の実施

①開催日時:令和3年12月8日(水)～9日(木)10:00～19:00 ※左記以外にも、随時実施。

②開催方法:凸版印刷や総合商事会議室などから、ZOOMを使用して実施。

③開催内容:道内企業26社、現地企業34社(中国22社、ベトナム5社、タイ5社、シンガポール2社)による計51のオンライン商談を実施。

④商談成果:参加した道内企業へのアンケートによると今後の商談につながった(2件)、成果につながるがわからないが有益だった(8社)など。

■商談後のフォローアップ

①時期:商談会終了～3月中旬

②内容:受託者より道内企業へ、オンライン商談会以降の相手先とのやりとりについてヒアリング等を実施。

③成果等:企業同士で情報交換会議や、共同開発などに向けた継続協議を進めている例あり。サンプル品については12件のやりとりが発生した。

5 R4年度への留意事項

①対象地域:ASEAN地域を主とするが、上海や北京、東北三県等の中国も対象とする。

②対象分野:今年度同様に、DXなど新たな成長分野へも対象を広げていく。

③商談会:参加企業について、意欲や成約可能性の高い企業を選定し、より精度の高い商談を実施する。

④フォローアップ:必要に応じて2回目、3回目の商談をセッティングするなど、商談実施後も継続的にハンズオン支援する。

資料2

北海道・札幌市海外拠点連携協議会 令和3年度決算

【協議会実施事業】

区分	項目	予算額	決算額		差引増減 A-B	備考
		金額(円)【A】	科目	金額(円)【B】		
収入	北海道負担金	18,300,000	北海道負担金	18,300,000	0	地方創生推進交付金9,150千円 北海道一般財源9,150千円
	札幌市負担金	18,300,000	札幌市負担金	18,300,000	0	地方創生推進交付金9,150千円 札幌市一般財源9,150千円
	収入合計	36,600,000		36,600,000	0	地方創生推進交付金18,300千円 道市一般財源18,300千円
支出	海外企業連携型販路拡大プロジェクト	26,000,000	委託料	24,238,000		
			役務費	770		
			需用費	0		
			使用料・貸借料	0		
			旅費	170,780		
			助成金	0		
	地域産業育成によるアジア展開プロジェクト	10,600,000	委託料	9,434,000		
			役務費	770		
			需用費	0		
			使用料・貸借料	0		
	支出合計	36,600,000	旅費	5,760		
			助成金	0		
	支出去合計	36,600,000	9,440,530	1,159,470		札幌市 579,735円 北海道 579,735円
			33,850,080	2,749,920		札幌市 1,374,960円 北海道 1,374,960円
返納	残高	一		2,749,920	一	

項目	金額	備考
期末残高	0	

【北海道・札幌市共催(協議会)事業】

令和4年度 リベンジ消費拡大に向けた海外販路構築事業

1 事業目的

コロナ禍により生じたリベンジ消費の取込みに向けて、本道人気の高いアジア・ASEAN諸国を対象に、道と札幌市が連携し、ジェトロや北海道ASEAN事務所、現地関係機関や企業等とのネットワークを活用しながら、道産品に関する商談や、現地事業者と連携した販売支援を行う。併せて、今後規模拡大が見込まれるEC市場における道産品の展開を目指し、EC運営事業者等と連携しマーケティングを行う。

2 事業内容

(1) 対象市場国・地域

ASEAN(シンガポール、タイ)、香港、台湾

(2) 分 野

道産品:道内で製造または加工されたもの全般(道産の食品、化粧品、工芸品、家具等)
※ただし、食品については国の輸出重点品目を核に事業を進める。

(3) 内 容

①道内事業者の輸出力等強化支援

- ・道内事業者に対する専門家による海外販路開拓に向けたセミナー等の実施
- ・専門家と道内事業者による市場ごとの輸出展開手法検討

②現地バイヤーとの商談支援

- ・道内企業と現地バイヤーとのオンライン商談設定・実施・フォローアップ
- ・対象国向け商談会の開催(各国1回、数日間、オンラインでの実施を想定)
- ・他の団体等が主催する輸出商談会等への参加

③現地事業者主催の取組支援

④EC市場調査・分析

⑤現地バイヤー向け情報発信

3 事業スケジュール(予定)

時期	場所・手法等	内容	備考
5月～6月	道内(説明会はオンラインも検討)	道内企業募集(必要に応じて事業説明会)	・委託事業として実施する。 ・委託開始前の期間における事業周知等は必要に応じ、協議会で実施する。
6月～7月	道内会場・オンラインの併用	市場別・輸出力強化支援(第1回) バイヤー向け情報発信の実施	
7月～2月	オンライン	個別オンライン商談の実施(各市場)	
10～12月頃	オンライン(道内会場)	市場別商談会(各1回)	
7月～2月		現地物産展等主催者との調整、提案	
7月～12月		EC市場調査(EC運営事業者との調整、データ分	
10～12月頃	道内会場・オンラインの併用	市場別・輸出力強化支援(第2回) バイヤー向け情報発信の実施	
2月頃		事業結果の分析・検討、データ整理 事業実績報告書作成	

4 事業概要

以下(1)～(4)の取組を通じて、各市場での商品定着化に向けて取り組む。

(1) 道内事業者の輸出力等強化支援

- ・ 重点品目を核に、道産品の海外における販売手法を検討するため、市場別セミナーを実施。
- 次いで、輸出展開を希望する道内企業が、専門家の意見を踏まえながら、具体的な販売戦略を検討する場を設け、より現地のニーズに対応できる体制づくりや、商談会での成約増を目指す。

(2) 現地バイヤーとの商談支援

- ・ 道産品に関心があるバイヤーを選定し、各市場を対象とした商談会(各1回)を実施する。
- ・ 選定したバイヤーと参加企業をマッチングの上、個別オンライン商談を設定する。
- ・ 事前にサンプル品を輸出するなど、商談の成約を高める工夫を行う。
- ・ 道と市が連携する関係機関が主催する商談会等への参加を案内し、商談支援を行う。
- ・ 商談後は、企業のニーズに応じ、成約に向けたサポート(継続商談時の通訳や商流紹介など)を行う。

(3) EC市場調査

- ・ EC事業者と連携し、道産品や類似商品分野の販売動向等のデータ分析を行い、EC市場に特化した道産品の輸出展開可能性を調査する。

(4) 現地フェア等主催者向け提案・情報発信

- ・ 北海道産品の販売を希望する事業者を発掘し、(1)の成果を踏まえた商品・販売手法を提案。
- ・ 広くバイヤー等への情報発信を行うため、駐在員や関係機関等のネットワーク活用に加えて、SNS等による情報発信の実施により、新たな販売チャネルの掘り起こしにつなげる。

【北海道・札幌市共催(協議会)事業】

令和4年度 道内企業のアジア展開支援事業計画

1 事業目的

SDGsの趣旨を踏まえ、「ゼロカーボン北海道」や「デジタル先進地・北海道」の実現に向け、ASEAN、中国市場をターゲットに、札幌市と連携しながら道内企業が有する技術・ノウハウの海外展開を支援することで、販路拡大やイノベーションを促し、コロナ禍により落ち込んだ道内経済の再興を図る。

2 事業内容

(1) 対象国

シンガポール・タイ・ベトナムを中心としたASEAN諸国および東北三省を中心とした中国

(2) 分野

環境・福祉・健康・DX等

(3) 内容

- ・道内企業の掘り起こし
- ・道内企業が有する技術やノウハウを伝えるPR動画の作成やプレゼンテーションのオンライン配信
- ・現地企業との事前マッチング、オンライン商談の実施
- ・商談後のフォローアップ

3 事業スケジュール

時期	場所(会場等)	内容(規模、対象、方法 等)	備考
6~8月	北海道内	・道内企業ヒアリング、道内企業への当事業の周知	・道内企業が有する製品や技術等の売り込みだけでなく、技術提携や協同開発等のパートナー企業、道内企業への出資等を呼び込む。
8~12月 (随時実施)	札幌市内(各々の職場等からも参加可)	<ul style="list-style-type: none"> ・道内企業が有する技術やノウハウなどを紹介したPR動画の作成やプレゼンテーションのオンライン配信 ・現地企業の掘り起こし、周知案内 ・現地企業との事前マッチング ・オンライン商談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施にあたっては、R4は中国との国交正常化50周年、R5はベトナムとの国交樹立50周年を考慮し、各国政府との連携を強化。
1月~3月 (随時実施)		・オンライン商談後のフォローアップ	

4 事業概要

(1) 事業参加企業の掘り起こし・選定

(対応の流れ)

① 事業参加企業を募る周知活動

② 事業参加希望のあった企業に対し、資本力、技術力、海外ビジネスに対する知見などを判断する選考調査の提出

⇒これまで本事業を実施してきた中で、マッチングの相手方が資本規模が大きく、かつ経営ビジョンもしっかりといる海外企業がエントリーしている状況を踏まえ、北海道側もその状況に対応し、相手方の国・地域のビジネス事情、将来ビジョン、技術力、資本力などを総合的に判断し、事業効果が得られる企業を選定する方向で対応

③ 道、札幌市及び受託者の3社による選考会を設け、審査し、本事業のスキームに乗せる道内企業を確定

⇒道内企業を確定する際には、受託者側において、きめ細かなサポートができるよう、5~10社程度を上限とする。

(2) 道内企業が有する技術やノウハウなどを伝えるPR動画の作成やプレゼンテーションのオンライン配信

※これまでの紙媒体(シーズ集)によるPRでは、企業の姿、技術やノウハウの具体的なところといった点を相手方に明瞭に伝えることができなかつことから、オフラインと同様の効果を得られるよう、必要に応じてPR動画を作成や、道内参加企業の生の声でプレゼンテーションをオンラインで配信するなどする。

(3) 現地企業の掘り起こし(ASEAN諸国、中国)

(対応方法)

・道の海外事務所や受託者が有する海外ネットワークの活用 ⇒・可能性のある分野・絞り込みリサーチ

・道と札幌市が協力関係にある現地政府のルートの活用 ⇒・現地ニーズ、現地マーケット(市場ニーズを作っていくこと)の並行開拓

(4) 商談に向けた現地企業との事前マッチング及びオンライン商談

・商談先として確定した現地企業との間で、オンライン商談開催前にマッチングを図り、オンライン商談の準備

・商談の機会を指定日時でセットしない、道内企業と現地企業とのオンライン商談(随時開催)を実施

※商談が円滑に進むよう、道内参加企業が提供できるもの(サンプル品など)を事前に商談先の現地企業に送付する対応を行う。

(5) 商談後のフォローアップ

商談会終了後、電話やメールに加え、オンラインも活用(場合によっては、2回目、3回目の商談をセット)し、継続的に道内参加企業をハンズオン支援

北海道・札幌市海外拠点連携協議会 令和4年度収支予算(案)

【協議会実施事業】

区分	項目	予算合計	収支予算額		備考
		金額(円)	科目	金額(円)	
収入	北海道負担金	17,300,000	北海道負担金	17,300,000	地方創生推進交付金17,300千円
	札幌市負担金	17,300,000	札幌市負担金	17,300,000	地方創生推進交付金17,300千円
	収入合計	34,600,000		34,600,000	地方創生推進交付金34,600千円
支出	リベンジ消費拡大に向けた海外販路構築		委託料	23,578,800	
			役務費	90,000	
			需用費	90,000	
			使用料・賃借料	90,000	
			旅費	151,200	
			助成金		
	SDGsなど世界共通課題の解決に取り組む海外展開企業支援		小計	24,000,000	札幌市 12,000千円 北海道 12,000千円
			委託料	10,456,000	
			役務費	0	
			旅費	76,000	
支出合計			事務費	68,000	
			小計	10,600,000	札幌市 5,300千円 北海道 5,300千円
支出合計		34,600,000		34,600,000	地方創生推進交付金 34,600千円

北海道・札幌市海外拠点連携協議会規約

改正 令和3年4月5日

(名 称)

第1条 本組織は、北海道・札幌市海外拠点連携協議会と称する。

(目 的)

第2条 本協議会は、北海道と札幌市が連携して相互の海外事務所、海外駐在員及び情報ネットワークを活用し、道産の製品、技術及びサービスに関して成長著しい海外市場への参入を促進することにより、道内企業等の輸出拡大を支援し、本道経済の活性化と地方創生を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 中国等東アジア及びA S E A N諸国等の海外市場を開拓するための現地調査、道内企業等への情報提供及び人的交流の促進に係る事業
- (2) 道内企業等の海外展開に向けた展示会の出展等プロモーションの支援に係る事業
- (3) 道内企業等の海外市場進出に向けた商流・物流の開拓・促進に係る事業
- (4) 道内企業等の輸出促進に向けた掘り起こし及び情報収集に係る事業
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(構 成)

第4条 本協議会の構成員は、別表のとおりとする。

2 本協議会の会長、副会長は総会において互選により選出する。

(事業の実施)

第5条 本協議会の事業を効果的に実施するため、海外拠点若しくは情報ネットワークを有する金融機関及び貿易振興機関の参加協力を得ることとする。

- 2 前項の目的を達成するため、海外拠点連携推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置することができる。
- 3 推進会議においては、第3条に規定する事業のほか、広く本道企業の輸出拡大や海外からの投資受入等について、参加機関の相互の協力体制の構築に努めることとする。
- 4 推進会議の参加機関は別に定める。

(総 会)

第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めたときに開催する。

(総会の招集)

第7条 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

- 第8条 構成員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 2 総会においては、前条によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の機能)

- 第9条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 協議会規約の変更に関すること。
- (4) 協議会の解散に関すること。
- (5) 構成員の除名及び役員の解任に関すること。
- (6) その他協議会の運営に係る重要な事項に関すること。

(書面又は代理人による表決)

- 第10条 やむを得ない理由により総会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

(事業年度)

- 第11条 協議会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

- 第12条 協議会の事業計画及び収支予算は、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

- 第13条 協議会の事業報告及び収支決算は、事業終了後に総会の議決を得なければならない。

(資 金)

- 第14条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 負担金
- (2) その他の収入

(負担金の割合)

- 第15条 各構成員は均等に負担金を支出する。

(事務局)

- 第16条 本協議会の事務を処理するため、本協議会に事務局を置く。
- 2 本協議会の運営等事務処理に必要な規程については別に定める。

(剰余金)

第17条 剰余金は、事業年度毎に精算し、各構成員で折半する。なお、端数が生じた際は道へ返納する。

(欠損金)

第18条 欠損金が生じた場合は、各構成員が均等に負担する。

(責任分担)

第19条 事業の実施に当たり事故が生じた場合は、北海道及び札幌市の相互の協力の下、問題の解決に当たらなければならない。

附 則

この規約は、平成28年7月20日から施行する。

附 則（令和2年7月22日改正）

この規約は、令和2年7月22日から施行する。

附 則（令和3年4月5日改正）

この規約は、令和3年4月5日から施行する。

別表

名 称	構成員
北海道	経済部経済企画局国際経済担当局長
札幌市	経済観光局国際経済戦略室長

北海道・札幌市海外拠点連携協議会運営規程

改正 令和3年4月5日

第1（趣旨）

北海道・札幌市海外拠点連携協議会（以下、「本協議会」という。）の運営及び業務執行に關し必要な事項はこの規程の定めるところによる。

第2（事業計画）

- (1) 本協議会の事業計画は、各年度の事業開始までに作成する。
- (2) 重大な変更に当たらない事業計画の変更については、会長の専決により承認することができる。

第3（事務局）

- (1) 本協議会の事務を執行するために、事務局に次の職員を配置する。
事務局長を北海道経済部経済企画局国際経済課（以下、「国際経済課」という。）課長、事務局次長を札幌市経済観光局国際経済戦略室（以下、「国際経済戦略室」という。）経済戦略推進課長をもって充てる。
- (2) 事務局長、事務局次長のほかに局員を配置し、それぞれ国際経済課、国際経済戦略室の職員をもって充てる。

第4（業務）

事務局は本協議会が決定した方針等に従い本協議会の業務を執行することとし、業務内容及び分担は別表のとおりとする。

第5（事務決裁）

- (1) 業務執行に必要な会計支出等の事務処理については、事務局長の決裁を得なければならぬ。
- (2) 事務局長が不在の場合は、事務局次長が代決することができる。

第6（各事業の実施）

- (1) 本協議会規約第3条に規定する各事業は、北海道及び札幌市の相互の協力の下で実施する。
- (2) 各事業において業務の効率化を図るため、専門的知識や経験を有する者に事業の一部を委託することができる。

第7（文書管理）

- (1) 事務局長は、收受した到達文書を速やかに処理しなければならない。
- (2) 事務局長は、意思決定に至る過程並びに当該事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、決定書・報告書等の文書を作成しなければならない。
- (3) 会議の開催に関する文書（議事録を含む。）、内部の打合せ、外部の者との折衝等を含め、事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等の記録は文書を作成しなければならない。
- (4) 文書の保存期間は、事業年度終了日の翌日から起算し、5年間とする。
- (5) 事務局長は、常に文書の所在を明らかにし、保管を行わなければならない。
- (6) 協議会解散後の文書の引継先は、当該事業における北海道の所管部署とする。
- (7) 保存期間を満了した文書を廃棄するときは、裁断、溶解、焼却等適切な方法によらなければならない。
- (8) 個人情報等を含む取扱注意文書の管理に当たっては、その内容が関係者以外の者に漏れることがないよう、細心の注意を払わなければならない。

第8（会計管理）

- (1) 事務局長は、本協議会の口座を開設し、予算を管理する。

- (2) 各事業の契約主体となる事業会計責任者は事務局長をもって充てる。
- (3) 会計事務の処理に当たっては、収入・支出状況表、支出予定表、証拠書類台帳、その他必要な書類・簿冊を備え付けて行わなければならない。
- (4) 本協議会の事業の支出は、毎年度、3月31日までに支払いを完了しなければならない。

第9（その他）

この規程に定めのない事項については、本協議会において別途定める経費支出マニュアルに基づくものとする。

附 則

この規程は、平成28年7月20日から施行する。

附 則（令和2年7月22日改正）

この規程は、令和2年7月22日から施行する。

附 則（令和3年4月 日改正）

この規程は、令和3年4月5日から施行する。

別表

業務内容及び分担

業務内容	担当
(1) 予算管理の総括に関すること (2) 支出決定に関すること (3) 支出計画に関すること (4) 委託費等の概算払に関すること (5) 支出実績の確認に関すること (6) 予算執行に関する連絡調整に関すること (7) 協議会口座の開設及び管理に関すること (8) 領収書等証拠書類の管理に関すること (9) 協議会会員間の連携、調整に関すること (10) 協議会の開催に関すること (11) 推進会議の開催に関すること (12) 海外との連絡調整に関すること (13) 民間企業、市町村等との連絡調整に関すること (14) 北海道及び札幌市が実施する他の事業との連携、調整に関すること (15) その他協議会の庶務に関すること	北海道経済部 経済企画局 国際経済課 札幌市経済観光局 国際経済戦略室 経済戦略推進課